

申命記 連続講解説教(三)

始・二〇一二年二月二十六日

至・二〇一八年二月二十八日

辻 幸宏

本説教集は、二〇一二年より一八年に大垣伝道所において説教を行い、説教要約としてまとめたものです。元来、このように説教集としてまとめる意思などはまったくありませんが、語った言葉に責任を持つことを考えた時、以前に語った言葉を隠しておくのではなく、公表し、読んでいただくことが必要かと思ひ、大宮教会小会の了承を得て、印刷する決断しました。

申命記(二)を印刷配布した後、しばらく作業することができず、申命記(三)の印刷、配布が遅くなり、申し訳ありません。個人において聖書を読む時、本説教集を共に読んでいただければ幸いです。

なお、説教には日付けを入れておきました。時事問題等は現在とは異なった状況にあるものもあるからです。

- 既刊 共同書簡一 ヤコブの手紙
二 ペトロの手紙一
三 ペトロの手紙二
四 ヨハネの手紙一・二・三・ユダの手紙
ヨハネの黙示録
ヨハネによる福音書(一〜五)
出エジプト記(一〜二〇章)

二〇二二年一月

辻 幸宏

序

先日、相模原市において悲惨な事件が発生しました。一九名の尊い生命が奪われ、多くの人たちがいまだに入院しています。私たちは、この事件を一人の気の狂った人が行った犯罪として矮小化してはなりません。彼はヒトラーを是認し、個人の尊厳を否定し、社会的弱者を切り捨てています。また、彼の思想が肯定される声すら挙がっています。さらに彼は、犯行計画を事前に衆議院議長に手渡そうとしており、為政者に自らの犯行が受け入れられるとの思いに立っています。今、為政者の行っている政治が、彼のような犯行を受け入れる素地があることを彼は直感的に読み取っていることを、見過ごすことはできません。

I 犯罪が起こった時に求められること

今日私たちに与えられた御言葉でも、殺人が取り上げられています。殺人は、犯人が逮捕され、罪の償いが求められます（第六戒）。しかし神は犯罪者が裁かれれば良とはしません。犯罪者も、悔い改めと共に社会の共同体の一員として生きることが必要です。

このことは、私たちの教会内の秩序（訓練規定）を考えてみれば理解できます。教会で、罪を犯す者があれば、戒規に処せられます。訓練規定の中で戒規が提示されていることも注目すべきです。訓練規定に記されているとおり、戒規は懲罰ではなく、訓練です。そして戒規には、訓戒（口頭注意）・停止（陪餐停止・職務停止）・除名の三種類があります。戒規の目的を確認します。「躰きの除去」、「違反の譴責」はよく分かります。再発を防止し罪の除去する。つまりキリストの十字架による贖いに委ねます。罪を犯した者は、罪に対する処罰が求められます。しかし主の御前での罪の刑罰は死です。私たちは担うことができません。そのためキリストの御前に立ち、行った罪を顧み、本来償わなければな

らない罪の刑罰（死）を知り、キリストの十字架によって贖われることを受け入れます。罪の大きさに気が付く時、真の意味で罪が除去され、再発防止となります。その上で、定められる刑罰を受け入れ、罪と向き合うのです。

さらに戒規の目的として「違反者の霊的利益」が挙げられます。罪の刑罰が支払われる以上に大切なことは、主の御前に悔い改め、信仰を告白し、キリストの罪の赦しに生きることです。戒規で罪を犯した者を排除するものではありません（参照・逃れの町・申命一九章）。逃れの町で社会生活を再建し、神の民として生きることが、主は良としてくださいます。だからこそ教会は、神を求め教会に尋ねてくる人を、峻別することなく受け入れま

す。犯罪者の受入を断る理由はありません。教会を混乱させる者は例外ですが、戒規の目的にはさらに「キリストの栄誉の擁護」と「教会の純潔および霊的豊かさの増進」が挙げられています。つまり戒規が行われる時、処罰以上に、和解・霊的回復が大切です。そして社会でも同様のシステムを構築していくことが求められています。犯罪者を捕まえ処罰することが主たる目的になっただけで、同様のことが繰り返されていきます。

II 社会にあつてキリスト者として生きること！

犯罪者が捕まらなかったとしても、主は、社会全体で受けとめ、死者の葬りと共に、罪の償いを社会全体で担うことを求めます。そのために雌牛の生贄が行われます。自分たちがその犯罪に直接関わりがなくても、この罪自体の償いと罪が除去されるためです。この時に罪の除去を真剣に考えます。そして罪に至った社会的要因を顧みることが求められます。一つの事件をおして、社会の中にあつて原因を顧みる時、主の御前に同様の事件を防ぐことができます。ですから聖書は、社会秩序が保たれ、一人ひとりの平和と安全が守られることが大切であることを、私たちに語りかけます。このことは復讐に關しても言えない（一九章三一節）と語られています。復讐が許されているのではなく、刑罰は神に委ねることが求められています。そして罪の赦しと和解が求められています。

つまり過去の犯罪の有無・国・民族・性別・身分・障害の有無などの違いを互いに受け入れ、許し合い、認め合う社会の形成が大切です。現在の日本や世界では真逆のことが起こっています。民族主義が謳歌し、自己責任の言葉において社会的弱者が社会から締め出されようとしています。その延長線上に様々な偏見・差別があり、今回の相模原における事件とつながります。だからこそ今回の相模原の事件は、現在日本における社会の問題を浮き彫りにしています。キリスト者の声は、社会においてかき消されるような小さな声ですが、それでもなお、私たちキリスト者は、語り続けることが求められています。

「平和と基本的人権」 申命記二一章一〇〜一四節 二〇一六年八月二八日

序

戦争捕虜の女性との結婚について語られています。私たちには関係のないことかと思われるかもしれませんが、神の御言葉は、今に生きる私たちに対しても語りかけています。

I 戦争と平和について

まず戦争と平和について考えたいと思います。戦争で勝利したことが記されていますが（一〇節）、注目すべきは「主が敵をあなたの手に渡され」と語られています。聖戦は、神が戦争をするように求め、主が命じるように行動することによって、主はイスラエルに勝利をお与えくださいます（参照・エリコ、ヨシヤ六章）。イスラエルが自分の力で勝利を遂げることはなく、イスラエルが神が語られていないことをする時、イスラエルは勝利することができません。戦争とは、主なる神が命じられた時にのみ行つて良いのであり、その勝利も、神がお与えくださいます。

イエス・キリスト以後、神が私たちに直接語りかけることはなくなりました。旧約の時代には、主が戦争によつて滅ぼすことにより、主の御前に罪と裁きをお示しになりました。しかし新約の今、主は私たちに戦争を行うことを禁じ、許し合い、和解して平和に務めることを求めておられます。罪を犯す者に対する裁きは、主なる神が最後の審判において行われるのであり、主に委ねなければなりません。同時神は、罪を悔い改め、神に立ち帰る者を待つていてくださいます。この時、神は罪を赦してください、救ってください。

II 人権・弱者に対する配慮が求められている！

次に人権について考えたいと思います。現在、戦争捕虜を乱雑に扱うことは許されません。ですから、第二次大戦中の日本軍における従軍慰安婦も、世界的に厳しい指摘が行われます。史実を否定することはできません。しかし旧約の時代は異なります。当時、戦争捕虜は、奴隷として、主人となった者によつて自由に扱われました。知的に優れている者は、それなりに待遇されたでしょうが、重労働を強いられた者たちもいました。女性であればなおさらのこと、人権などない時代です。

しかし、主なる神は、捕虜として、奴隷として、娼婦として、自由に扱ってはならず、一人の対等な関係の人間として、女性と接することが求められます（一二〜一三節）。それも「めかけ」ではなく、「妻」として迎えるように語ります。めかけや奴隷であれば、主人が自分の所有物の如く、自由に扱うことができたでしょう。しかし、聖書はそれを許しません。一人の女性として、対等な権利を求めます。

また自分の両親のために、一か月の間嘆かねばならない（一三節）と語ります。国も民族も宗教も異なる人の所に来ることへの嘆きです。また、戦争で両親が殺されていることを意図しているのかも知れません。一ヶ月間は、捕虜として連れてこられた女性が、頭の整理、心の整理を行うために必要な時間です。主の愛が、彼女に向けられています。神にとって、誰一人として不要な人間はいないのです。

女性に対して、結婚を拒否する権利もあると聖書は語ります(一四節)。異国人・異教徒・捕虜としての奴隷・女性、当時としては、何も語ることができず、何も拒むことができないと言われてもよい時代にあっても、主なる神は、彼女に対する人権を認め、一人の人間として対等であるべきことを語ります。

ここに主なる神の愛が込められています。社会的弱者、少数者(マイノリティー)に対しても、一人の人間として愛をもつて接することが求められています。それは神ご自身が、一人ひとり愛し、生きる価値があり、大切に思ってくださいよう思われず。

現在では、権力者・強い者の論理において社会が動いているように思われます。一度、罪を犯せば、もう社会から抹殺されるように報道されます。神奈川県相模原市において発生した障害者施設での連続殺人から一ヶ月が経ちました。彼は「精神障害者は死んだ方が幸せだ」との趣旨の言葉を語っています。彼は自分自身が社会に入ることができない者として、人々に認めてもらえないことが許せないのです。自分も正常であり、多数の側にいることを、少数者である精神障害者を抹殺することで、認めてもらおうとしています。日本における社会的闇です。

少数者を認め、罪を犯しても悔い改め再生しようとする人々を認め、共存していくこと、個性を認めること、違いを認め合うことを、神は私たちに求めておられます。

「神との約束」

申命記二一章一五〜一七節

二〇一六年九月二五日

I 聖書は一夫多妻を受け入れるのか：

聖書は私たちに語りかける神の御言葉です。しかし私たちが聖書を読む時、聖書が記さ

れた時代背景・場所を無視して読めば、私たちは誤った解釈をします。聖書は、時代背景、地域の特性を確認しつつ読まねばなりません。今日の御言葉では、一夫多妻が認められているように思われます。しかし神はそれを禁じておられます。人間の罪の故に、一夫多妻が持ち込まれたのです。最初はメレク(創世四章一九節)。ヤコブは四名の女性から二名の子が産まれました。主は罪の中にも、それを用いてイスラエルを形成させてくださいます。

しかし主が求めておられることは、一人の男性と一人の女性が結婚することです(参照・創世二章二一〜二五節)。またエフェソ書も五章において、妻と夫について語ります。また聖書は、夫婦の関係を、神と神の民との関係でも語ります。

(参照・エフェソ六章)・戦争においても同様にことが言えます。罪の中に生きる社会が、社会的歪みをすぐに廃止することはできません。この時、神は罪ある社会の中にあつて、目指すべき方向性を語りつつ、同時に、本来ならば罪の故に歪んでいる社会の中にあつて、隣人を愛するものとして、社会秩序を形成するために、何が求めておられるかを、聖書を通して語りくださいます。ペストとベターの関係です。

II 和解と一致による共同体形成

妻が複数いれば、愛される者と疎んじられる者が出て来ます。人は三人いけば分派が生じ、対立が大きくなればテロとなり、戦争へ向かいます。神は和解と一致を求められます。御子の救済の御業は、神と罪人との和解のためです。神との和解が与えられたキリスト者は隣人を自分のように愛し、和解を行い、一つになることを目指します。

この時にキリスト者に求められることが、キリストを長子とする神の家族とされ、一つとなることです。それを実現するのが教会です。七〇周年宣言は次のように語ります。(母なる教会)「この曲がった時代から主の招きに応じて救われる者は誰であれ、キリストにあつて罪赦されて神の子とされ、教会のうちに憩い、母のふところで養われるように

キリストの命に生涯育まれて成長する。キリストにあっては、人種も身分も世代の違いもなく、男も女もない。わたしたちは皆、キリスト・イエスに結ばれて一つだからである」。(牧会的共同体)「福音に生きる教会は、キリストの命が通う一つの体であり、互いに配慮したわり合う牧会的共同体である。一つの部分が苦しめば全体が共に苦しみ、一つの部分が尊ばれば全体が共に喜ぶ。キリストの体では弱い部分・見劣りのする部分こそが必要とされ、重んじられる。それは、体に分裂が起こらず、各部分が互いに愛の配慮をもって生きるためである。弱さの中に働く神の恵みの力を世に証することに、教会の光栄と喜びがある」。

この共同体を形成して行くことが、ディアコニアであり社会福祉です。教会の社会的働きは、福祉の分野のみならず、教育においても、そしてあらゆる分野において進展します。これは、創立宣言の語る有神論的世界観・人生観に生きることにそのものです。

III 家族に与えられた主の恵みを覚えよ!

二人の妻を持った人に求められる秩序が、ここで示されている長子の権利です。エサウとヤコブの例をとつても分かるように、家庭の中にあつて大きな問題です。ヤコブのように、主のご計画に基づき、最初の子ども以外の者が、長子の権利を受け嗣ぐ例外は生じますが、それぞれの家族において長子の権利は問題となります。

長子の権利として財産のことが一番問題となります。しかし、神の民イスラエルにおいて長子の権利として大切なことは、神がお与えくださった初穂としての感謝です(参照・出エジプト二三章一九節、レビ二三章一〇節)。神がすべてにおいて、私たちの必要をお与えくださるのであり、特に最初の実りは、神の祝福、神の恵みの象徴です。

この時にイスラエルに求められたことは、子どもは、主がお与えくださった恵みであり、食物・生活の祝福すべてにおいて、主なる神の恵みによつて生きていくことを確認することです。主がお与えくださった最初の恵みを大切にすることを、主は重視されます。だからこそ、たとえ疎んじられている妻の子どもであったとしても、恵みに感謝して、長子の

権利を継がせることを、主はお求めになります。そして、子どもが与えられること、食生活や生活が守られることのすべてが、神の恵みであることを感謝する時、現在に生きる私たちも、神を中心に生きることができるとされています。

「家庭での信仰」

申命記二二章一八〜二三節

二〇一六年一月三〇日

序

現代社会では、結婚制度が乱れ、性交渉や同性愛など混乱しています。罪に満ちた社会において、キリスト教会として、神が聖書をおして私たちに語りかける御言葉に聞き、家庭のあり方を考えて行くことは、大切なことです。

I 最小の共同体としての家族

主は、天地万物を創造された時、男の助けてとしての女を創られました。夫婦が最小の共同体であり、主は彼らに「産めよ、増えよ、地に満ちて地を従わせよ」(創世記一章二九節)とお語りになり、子どもにより、家庭が祝福を受けることを約束してくださいました。

そして主は、十戒にの第二の板「隣人を愛する」ことの最初で、第五戒「父母を敬え」と命じます。これは一つの家庭が、共同体の核となる存在であり、父母を敬うことにより、共同体の年長者、友人、そして年少者をも敬うことを求めています(エフェソ六章)。十戒の第二の板「自分のように隣人を愛する」ことの核に家庭があります。ですから、今日の御言葉で家族のことを確認するのですが、このことは同時に、私たちの社会・日本に對して語りかけている言葉であることを、私たちは理解しなければなりません。

II 罪を赦し合う共同体

しかし、人は罪を犯すことにより、神から離れ、罪の刑罰としての死を避けて通ることができなくなりました。この時、人は神との関係が絶たれたばかりか、家族・隣人との関係も歪み、兄カインが弟アベルを殺し最初の殺人が発生しました。ですから聖書が家庭に關して語る時、それは社会における秩序そのものであり、家庭に限定して考えてはなりません。つまり、家庭の秩序が崩壊に向かつている現在、社会全体の秩序が崩壊に向かつていることを物語っています。だからこそ、キリスト教会に集う私たち一人ひとりには、社会の秩序を考えるにあたって、家族における秩序を考えなければなりません。

人間に罪が混入したことにより、家庭における秩序が崩壊することは、特別なことではありません。むしろ当然あるべき姿です。言い換えれば、問題のない家族などはありません。大なり小なり、家庭の中での問題を抱え、日々の生活を送っているのだと思います。子どもに対して家族が最初に行わなければならないことは、父親・母親が語ること、戒めることです（一八節）。語り合うことによって、理解し、聞き従わせるためには、互いの信頼関係がなければなりません。家族だから当然あるべきだというのは、あさはかな考えです。むしろ子どもにとっては、「強制」であり、「律法主義」となります。私たちキリスト者は、キリストの十字架によって罪が赦された者としての聖徒の交わりが必要です。父親・母親の立場で語るのですが、それはあくまでキリスト者として語ります。そして主によって与えられた子どもたちであり、彼らもまた、キリストの十字架にあつて罪が赦された者であることを受け入れる必要があります。すると、誤ったことを行ったとしても、キリストの十字架によって罪が赦されていることを、互いに受け入れつつ、互いに赦し合うことをもって、論していくことができます。家族や共同体で互いに受け入れ合うことは、非常に忍耐が必要です。しかし、自らが上に立つことなく、遜り、さらに受け入れ合うことは、受け入れ、赦すことができる時、相手を受け入れた上で、語り合うことができます。

III 家族の回復が神との関係を正す

それでも子どもが言うことを聞かない場合、聖書は、両親は彼を取り押さえ、町の長老に突き出すように語ります。この時、彼の裁きは町の長老たちに委ね、有罪と宣告されれば、彼は石打の刑で殺されます。つまり私たちは忘れてはならないことは、ここにある罪の重さです。放蕩息子の親のように、通常親は彼の悔い改めを待ち続けます。

では子どもはどうでしょう？ 親への甘えがあつても赦されないこともあります。主は第五戒において「あなたは父母を敬え。そうすればあなたは、あなたの神、主が与えられる土地に長く生きることができるとお語りになります。つまり、「心を尽くし、精神を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい」と語られている第一の板の直後の第二の板の最初にこの戒めを語ります。つまり子どもが親を敬うことは、キリスト者が主なる神を愛し、敬いつつ礼拝を献げることの延長線上にあります。十戒の第一の板と第二の板、第一戒から第四戒と第五戒を、別個に考えるのではなく、順番を理解しなければなりません。つまり子が両親を敬うことは、私たちキリスト者が、創造主であり、贖い主である神を敬うことの延長線上にあります。父母、家族を敬うことができなければ、主なる神を敬うことはできません。

つまり、神と私たちとの関係が回復するためには、親子の関係をとり戻すことが大切です。だからこそ、エフェソ書六章において、「そうすれば、あなたは幸福になり、地上で長く生きることができると、家族を敬うことが、神の救いと合致することを語ります。そしてさらに、社会の核としての家族の関係をとり戻すことにより、社会全体の秩序を取り戻し、主なる神の恵みに満たされて歩む社会を取り戻すことができます。

つまり、私たちが家族を顧み、その関係を回復する時、私たちは、創造主であり贖い主である主なる神との関係、縦の繋がりを回復し、さらには隣人としての共同体との関係、横の繋がりの回復することができます。私たちは改めて、家族との関係、親子の関係を顧みることにより、神との関係、社会の秩序を考えて行かなければなりません。

I 助けること

聖書は、羊や牛が迷っているならば、助けて、持ち主に返すように求めます。当たり前と言えども、羊や牛が迷っているならば、普通はできることではありません。すぐに誰の所有物であるかが分かるのであれば、まだ話しは理解できます。しかしここで語られているのは「羊」や「牛」です。持ち主が見つかるまで世話をしなければならず、手間がかかります。それでも、親しい人の所有であれば届けようとする思いにもなるでしょう。しかし、誰の所有か分からないものを与り、世話をすることは、非常に迷惑な話です。むしろ誰の所有か分からなければ、自分のもののように思うてしまうこともあるでしょう。

主は「同胞の牛または羊が迷っているのを見て、見ない振りをしてはならない。必ず同胞のもとに連れ返さねばならない」と語ります。「できればしなさい」ではありません。私たちの同胞とは誰か？十戒の要約は「自分自身を愛するように隣人を愛しなさい」と語ります（レビ一九章一八節、マタイ二二章三九節）。レビは、「同胞を率直に戒めなさい。そうすれば彼の罪を負うことはない。復讐してはならない」（一九章一七節）と語られた後に述べられています。ここでは隣人が自分に罪を犯したことが前提で、主は隣人の罪を赦すことを求めています。この時私たちは、隣人の罪を云々語る前に、自らの姿を主の御前に明らかにすべきです。私たちは主の御前に罪人です。私たちのすべてが罪に汚れています。私たち自身は、主の御前に立つ時、行い・言葉・心の中すべてにおいて罪に汚れています。罪の刑罰としての死を逃れることができません。この私たちを、主は罪を赦し、神の子として召し出し、永遠の生命をお与えくださいました。私たちの罪を赦すために、御子イエス・キリストが人となられ、十字架に渡されたのです。

「自分を愛するように隣人を愛しなさい」と語る十戒の要約は、まさに私たち自身が罪赦された者として、隣人の罪をも赦すことが求められています。この時、私たちは隣人に対する態度も変化し、上から見下ろすことなく、主の御前には頭を垂れ、ひれ伏し、隣人も遜り謙遜になります。だからこそ、主イエスも「敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい」（マタイ五章四四節）とお語りになります。

II 同胞とは：

では新約に生きる私たちの「同胞・隣人・兄弟」とは誰でしょうか？主イエスはサマリヤ人への譬え（ルカ一〇章）で弟子たちに説明します。ここでは一人の旅人が追い剥ぎに遭い、倒れています。ユダヤ人である祭司とレビ人は、申命記を知っており、同胞であるこの人を助けなければならぬことも理解していました。しかし彼らは道の向こう側、別の道を通り、倒れている人を見ぬ振りをして過ぎ去りました。しかし、旅をしていたサマリヤ人は彼を助けました。主イエスは、このサマリヤ人こそが追いはぎに襲われた人の隣人だとお語りになります。つまり私たちにとって同胞・隣人とは、日本人、クリスチャンに限りません。民族、宗教、身分、性別、年齢を区別することなく受け入れることです。区別することは壁を作ることです。東日本大震災以後、ディアコニアが叫ばれ、そして実際に東北において今なお支援活動が継続されています。私たちは教会の働きとして、教会に属さない人々も、主にある隣人として手助けを行うことが大切であり、主の求めであることを知っています。支援を継続することは労力が求められます。面倒くさいことです。しかし申命記で主が同胞に求めているように、私たちはディアコニアを行い続けることが求められています。主の民として歩む時、私たちはこの労力を惜しんではなりません。時間・賜物・財を献げることです。私たちにできることは限られています。私たちがキリストの十字架によって罪が赦されていることを主の御前に確認することにより、私たちはこの面倒くさいと思われることであつたとしても、キリストの十字架により罪が赦され、神の民とされた感謝と喜びをもって、主に仕え、隣人に仕えることができます。

III 所有物

そして最後に、私たちの持っている所有物について考えます。十戒の第八戒は「盗んではならない」と語ります。ウエストミンスター小教理問七四は、「第八戒は、わたしたち自身と他の人々の、富と財を合法的に獲得し、増進させることを求めています」と語ります。すべてのものが主によって与えられ、主はすべての人の必要を満たしてくださるお方であり、私たちは、必要を主に求めて祈ることができません。つまり、主は私たち一人ひとりに必要なものをすべて備えてくださるお方であるからこそ、主がお与えくださったものを、他人のものであったとしてもそれを奪ってはならないし、他人の所有のものがなくなれば、その人のもとに届けられることを主は求めておられません。このことは、自分を愛するように隣人を愛することによって行うことができるのであって、信仰に基づく行いです。そして、失っていた牛や羊、所有物が見つかることは、所有者にとつての喜びですが、同時に、見失った羊、なくした銀貨のたとえ（ルカ一五章）でも語られているように、主なる神にとつても大いなる喜びです。主の喜びを覚える時、私たちはしなければならぬ行為として行うのではなく、神の民として喜んで行うことができます。

「生活に生きる律法」

申命記二二章五〜一二節

二〇一七年一月二九日

I 聖書に私たちの生活のすべては記されていない！

今日の御言葉は、当時のイスラエルの民に語りかけた言葉が記されています。屋根に観覧を付けることは理解でき、またどう畑に他の種を蒔かないことも納得できます。しかし、時代背景と地域性を知らなければ理解できないことも多く記されています。

私たちが聖書の時代を理解できないということは、同時に、現在私たちが生きている世

界には、聖書に記されていないことが多くあることも理解しなければなりません。つまり、聖書に記されていないことであるから自分の思うままに生きれば良いのか、あるいは聖書に記されていないことであつたとしても、なおも主の御言葉である聖書に聞きつつ、聖書を理解し、解釈し、聖書に従つて生きるのかということが問われてくることとなります。

II 主の御言葉に生きるキリスト者であれ！

私たちは、聖書を理解することと、生活における知恵が乖離してはなりません。御言葉を理解し、御言葉に親しみを持ちつつ、その聖書の御言葉が日々の生活においてどのように関わっているのかを確認することが求められます。御言葉を生活において実践できなければ、頭でつかちの信仰となつてしまいます。私たちが聖書に親しむことによつて行う信仰生活とは、キリストに倣つた生活であり、十戒に込められた愛に生きることです（参照・ウエストミンスター信仰告白一章六節前半）。

私たち改革派教会は長老主義を採用しています。教会は、小会を形成し、牧師と長老によつて教会政治を行います。福音派教会の会衆主義、カトリックや聖公会の監督教会とは異なります。長老主義は、主から按手された牧師と長老によつて教会政治を司ります。ですから教会で大切なことは、小会において決定します。しかし長老主義が機能するためには、小会と教会員との間で信頼関係が求められます。そのため、牧師・長老は、会員との意思疎通・牧会が大切です。教会員が知らない所で、教会の重大な決定を行い、「決定したから、従わなければならぬ」ということでは困ります。ルカ福音書一五章には、百匹の羊の譬えが記されています。主は百匹の羊の内、一匹を見失えば、残りの九九匹を残して、一匹を見つけ出すまで探します。キリスト教会のあるべき姿がここにあります。ですから、小会の決定に対して、理解できず、取り残されている人がいれば、寄り添い・語り合うことにより理解を深め、同じ方向を向いて一つの思いとなることが必要です。教会において、聖書が語る福音から離れてしまうことがありません。なおさら、私たちの日々の生活にあつては、常に心がけなければ、生活が主の御言葉から離れ、福音と生活が二元的

になつてしまふ恐れがあるので、注意しなければなりません。

III キリスト者としての生活
「それにもかかわらず、わたしたちは、御言葉の中に啓示されている事柄を救いに役立つように理解するためには、神の霊の内的照明が必要であること、また、神礼拝と教会の統治に関しては、常に守られるべき御言葉の一般的原則に従いつつ、本性の光とキリスト教的思慮によつて定められねばならない、人間のさまざまな活動や団体と共通の事情が存在すること、を認める」(ウエストミンスター信仰告白一章六節後半)。「神の霊の内的照明」とは、神の霊に委ねることです。私たちが常々聖書を読み、主に委ね聖霊の助けを借りて生きることであります。つまり、ある物事に関して「自分はこう思う」と決めつけるのではなく、キリストならどのようなようにするのか、主は私に何を求めておられるのかを、祈りにおいて確認しながら、物事の決定をすることです。また、「本性の光」とは、最初の人アダムとエバが神によつて創造された時、神のかたち、神に似せて創られました。その時に与えられた判断能力です。罪によつて曇らされ、歪んでいますが、物事の善悪を知ることなどは残っているものであり、無視してはなりません。

聖書から主の意思を聞き、御言葉に生きることと、世の秩序に従つて生きることとは、区別が難しいこともあるかと思ひます。しかし、これは、私たちが聖書に親しみ、聖書が語る御言葉に生きようとする時、私たちの身に染み込んでくることです。ですから、教会に来て礼拝に出席することは非常に大切なことですが、そこに留まることなく、聖書が自分に何を語りかけているのかを、常に聞き続けることが大切です。

「結婚の秩序」

申命記二二章一三節〜二三章一節 二〇一七年二月二六日

I 聖書において姦淫が強調される意味

結婚・離婚、性倫理に関することは、時代が変わつても、問題がなくなることはありません。このことは、罪が入つて来た当初から存在します。最初は、アダムの子カインから五代目のレメクが二人の妻をめぐつたことに始まります(創四章一九節)。二人の妻をめぐつたことは姦淫の罪の故です。その後ノアの洪水の原因となつた罪もこの問題です(六章)。

聖書は全体をとおしてイスラエルの偶像崇拜と共に、第七戒違反である姦淫の罪が繰り返して来たことが語られています。偶像崇拜と姦淫、これは神を愛することと隣人を愛することの罪が表れています。キリストと教会(キリスト者)の関係が、夫と妻に例えられていることも関係していると言えるでしょう(エフェソ五章)。つまり私たちと主なる神との愛の交わりは縦の繋がりで、神との関係は一對一でなければなりません。他の神、偶像は排除されなければなりません。それに対して、隣人との交わり、その基本としての夫と妻の夫婦の交わりは横の繋がりで、縦の交わりが複数、つまり偶像はないように、横の交わりにおいても複数の異性との交わりを聖書は禁じています。

II 現代社会にキリスト者として生きるとは：

現代の問題としての性同一性障害などは聖書の時代には考えられませんでした。同性愛の問題も深刻です。こうした時代に、私たちは今なお、聖書から性と生命の問題を考えることができるのでしょうか。時代を経て、問題は複雑化しています。聖書が万能薬のようにならなければなりません。日本キリスト改革派教会として議論すべき問題です。

それでもなお、私たちはこの世において生きることにおいて、すべての基準を聖書から読み取り、導く努力が求められます。聖書から離れた相対的な基準に従おうとする時、ここに罪が混入します。主なる神は、主と私たちとの関係を正すことを求める時に信仰を用いられるように、隣人との交わりの核としての夫婦の関係・男女の関係を正すために、主

は聖書を用いて、律法として私たちに基本的・根本的なことを語りかけられます。律法の根本的な理解抜きに、自分の都合に合わせて生きる時、罪が混入します。

このことは、性の問題に留まらず、私たちがキリスト者として生きていく時、私たちの生活のすべての点で、同じことをいうことができます。私たちキリスト者が、有神論的・生観世界観を持ち、飲むにも食べるにも何をすることも神の栄光のために行うキリスト者であれば、私たちの日常の生活のすべての規範として十戒（主の律法）を用います。現代に生きる私たちは、聖書の律法をそのまま用いることはできません。しかし、聖書の貫く神の愛を読み解き、現代社会に適応させて行く努力が求められています。

III 罪の重大性と共に、隣人に寄り添うことを忘れるな！

申命記の御言葉は、旧約のイスラエルの民に語りかけられています。このまま私たちの生活に適応することはできません。しかし、「石で打ち殺される」ことから、姦淫が重大な罪であることを私たちは忘れてはなりません。現在、不倫は巷に溢れており、重大な事件とは考えません。しかし聖書は、性的な乱れが、社会を混乱させ、社会秩序を乱すことから、死刑として、私たちに對して警告を語っています。

私たちはキリスト者として、積極的に主の律法に従って生きていくことが求められています。しかし同時に、他の人々を律法で裁いてはなりません。律法主義となります。むしろ主が私たちに求められていることは、一人の罪人が罪を認め、悔い改め、主への救いに招き入れられることです（参照・ヨハネ八章二〇―二一節）。姦淫をしているときに捕まった女が、主イエスの前に連れて来られた時、主イエスは彼女の罪を赦し、罪に定めませんでした。大切なことは、罪を自覚させ、悔い改めを求め、和解と聖徒の交わりに加わることです。

それと同時に、同性愛者や性同一性障害者といった聖書的に解決が難しい人々との交わりが生じた時、やはり罪として責めるのではなく、共に聖書に聞き、学び、理解し合つて、考えて行くことが私たちに求められています。

「教会の交わり」

申命記二三章二―九節

二〇一七年三月二六日

序

新共同訳聖書の表題は「会衆に加わる資格」であり、説教題は「教会の交わり」としました。しかし、ここに記されていることは、最後の八―九節を除き会衆の交わりから除去される人々です。

I 教会に集う者

私たちは、礼拝に集う者を誰でも歓迎します。しかし礼拝に出席を願う者は、無条件に、誰でも神を求めているかと言えば、そうではありません。時には、教会を破壊するために潜り込む異端者がいます。また、罪に汚れ、倫理的に乱れているために、共に礼拝に集っている人たちが悪影響を受けるような人もいます。

そのため旧約の時代から会衆に加わる資格を制定しました。新約の教会も「戒規（譴責）」の制度を制定しています。戒規の目的は、会衆から離すためではなく、キリスト者として生きるため、会衆に戻ってくるための配慮です。そして戒規は、訓戒、停止（陪餐停止・職務停止）があり、異端者や異教徒が教会に潜り込んで犯す罪に対しては、除名・免職があります。

II 聖書の語る事例と新約における適用

「擧丸のつぶれた者、陰莖を切断されている者は主の会衆に加わることができない」（二節）。具体的には宦官であり、自分たちの意思、あるいは上司の命令で行われましたが、神が本来お与えくださった恵みを取り除くことから忌み嫌われています。しかし使徒八章二六節以下では、エチオピアの宦官に対してフィリポが遣わされ、フィリポは宦官の信仰を確かめた上で、彼に洗礼を授けています。これは、この宦官自身の信仰と悔い改めを、主が認めてくださった結果です。主は会衆から閉め出すことのみを語っておられるのではなく、会衆との交わりの回復と神の民として生きることこそが、主の喜びです。

「混血の人は主の会衆に加わることができない」（三節）。これは旧約のイスラエルの民に語りかけられた言葉です。主はイスラエルに対して、異邦人との交わりを禁じています。異教徒との交わり、偶像崇拜と結びつくことを避けるためです。旧約のイスラエルの役割は、主の約束の実現であり、メシアであるイエス・キリストが与えられることだからです。そのために、異教宗教がイスラエルに入り込むことが許されません。ですから、ここで語る「混血」は、現代的な国際結婚、異民族との結婚、ハーフ、クォーターとは異なります。

問題は、四節以降です。「アンモン人とモアブ人は主の会衆に加わることができない」。しかし「エドム人、エジプト人はいとってはならない」と記されています。この違いに關して、歴史的に確認していかなければなりません。申命記は、イスラエルがエジプト奴隸から解放され十戒が賦与された後、四〇年の荒野を彷徨い、約束の地カナンに入城する直前に記されています。五〇六節（参照・民数二二〇二四章）は、イスラエルに呪いを与えようとするバラム、それを主導したモアブ人たちを、主は許すことをなさいません。単に異邦人だからではなく、主を呪い、イスラエルを呪うことこそが問題です。

一方エドムは、カナンを目指しているイスラエルに対して、「自分たちの領土を通ってならない」と語り、結局イスラエルは遠回りすることが強いられます（民数二〇章）。しかし、彼らはイスラエルや主を忌み嫌うことは行いませんでした。そして聖書は「彼らはあなたの兄弟である」（八節）と語ります。エドムは、ヤコブ（イスラエル）の兄弟エサウの子孫です。

またエジプト人は、イスラエルを奴隸とし、四〇〇年に渡り虐げた民族です。しかし主は、ヤコブと七〇人の家族が、七年間の飢饉の時に、エジプト王ファラオにおいて受け入れられたことをお忘れになることはありません。

III 礼拝：主が呼び集めてくださる者たち

つまり、エドムやエジプトに罪が無いわけではありません。そのため、すぐには会衆に

入ることは許されないので。彼らはイスラエルの会衆に加えられない理由を考え、悔い改めが求められます。戒規には「陪餐停止・職務停止」があります。ある期間を定めることにより、礼拝において主の御前に立ち、自らの罪を顧みることが求められます。その後、悔い改めを確認した後、彼らは、以前と同じように、会衆の交わりを回復します。

「戒規」は「罪の裁き」ではなく、会衆に戻ってくるための準備です（参照・ウエストミンスター信仰告白三一三章三節）。異端者を除名する以外、どのような罪であっても、主の交わりに帰ってくることを、主は願っておられます。異端者以外は、懲罰ではなく、愛をもって、主との交わり、教会との交わりが回復できるようにすることが目的です。

マルコ三節二八〇二九節は、「はつきり言っておく。人の子らが犯す罪やどんな冒流の言葉も、すべて赦される。しかし、聖霊を冒流する者は永遠に赦されず、永遠の罪の責めを負う」と語ります。「聖霊を冒流する者」は、まさに異端者です。主を呪い、主に対して攻撃する異端者・異教者は赦されません。しかし、そうでなければ主は粘り強く悔い改めの時を待っていてくださいます。

大垣教会にも、教会に背を向けている人たちがいます。彼らは、決して戒規を受けているわけでありません。そのため、彼らが神の御前に立ち、自らの罪の悔い改めと信仰の告白を持って、教会の交わりに加わろうとする意思を持つ時、主は喜んで向かい入れてくださいます。主は、排除する方ではなく、主の御前に集まる私たちを喜んで受け入れてくださいます。

リンカーンが奴隷解放を宣言したのは、南北戦争中一八六二年九月のことでした。それ以降も、人種・民族差別が続きました。南アフリカにおいて正式にアパルトヘイト政策が廃止されたのは一九九一年二月です。様々な差別が撤廃されていくまでに、長い時間がかかります。そして、今なお様々な形で差別が残っているといつて良いかと思えます。

そうした中、旧約聖書は奴隷に対して言及します。奴隷は物質と同じような扱いを受け、自由はなく逃げ出すこともできません。逃亡した場合、主人の元に返され、厳しい扱いを受けたことでしょう。聖書は、奴隷・差別はあつて当然のことなのかと問いかけます。

イスラエルの民は、エジプトにおいて奴隷を経験してきました。ヤコブとその家族がエジプトに来た時は、ヨセフの功績により良い待遇を受けていました。しかし、時代を経てエジプト王も世代交代を行い、ヨセフの功績も忘れられ、イスラエル人は次第に奴隷と化していきましました（出エジプト一章一―一四節）。イスラエルがエジプトに下つて四〇〇年、その大半の時、イスラエルはエジプトの奴隷として、逃げ出すこともできず虐待を受けていました。奴隷から解放、自らの力では適わず、主なる神の介在が必要です。

II 優先すべきこと

このイスラエルが、エジプトから解放され、そして荒野における四〇年を経て、ようやく約束の地カナンに入城しようとしています。そうした中、私たちに今日与えられた御言葉、主はイスラエルにお語りくださるうとしています。旧約の時代にイスラエルの民に語りかけられた御言葉は、現代の世界において、まったく古びることの無い生きた言葉として、私たちに語りかけられています。「主人のもとを逃れてあなたのもとに来た奴隷を、その主人に引き渡してはならない」と。

主はここで、「あなたは奴隷だから、主人の元に返らなければならない」とは語りません。本来、契約を優先しなければなりません。「信じなさい。そうすれば救われる」と語られる通り、私たちの救いは神の永遠からのご計画であり、神がこの救いの契約を破棄されることはありません。ですから、私たちも神との契約を重視しなければなりませんし、

人と人との間の契約も然りです。

しかし、奴隷の場合はその限りではありません。人と人との間で結ばれる契約・約束は、力関係があり、上に立つ者にとつて優位になる契約が結ばれます。ブラック企業が問題となつており、我慢するか、泣き寝入りするしかないと思っている人たちも多々います。しかし、契約により弱い者が虐げられる時、契約は無効となります。奴隷制度はまさに不平等な契約であり、破棄されることを主は望んでおられます。

III 救いは、苦しみからの解放でもある！

このことは、救いの本質に関わることです。神の救いは、罪・死からの解放ですが、同時に「苦しみからの解放」です。人間的な権力・武力により、人々が苦しみを覚えているのであれば、この苦しみを解放してください。主による救いそのものです。主イエスが病人を癒やし、悪霊を追放されたことに通じます。罪により、人は自己中心に生きています。それが権力・武力への結びつき、虐待・虐げ・抑圧となります。人々を苦しみから解放することは、人間の罪の内に生きている人たちによる苦しみにある人たちを救い出すことです。

IV 奴隷を保護することは福音である！

一つの例として、DVがあります。本来、結婚関係は継続することが望まれます。しかし、DVにより苦しめられる時、苦しみを覚える側は、結婚関係を解消し、新たな生活を始めることを良しとされているのではないのでしょうか。

また、ヨーロッパにおける難民の問題を考えなければなりません。主は難民を助けることを求めます。しかし、何千人、何万人の単位の人々が押し寄せることにより、国家レベルの問題となつていきます。奴隷や民族差別の解決まで、聖書の時代から二〇〇〇年という年月を要したように、簡単に解決する問題ではありません。主の求めておられる福音を現しようとする人々がいる中、国粹主義であるファシストの人々が求めるようになってきています。だからこそ、上に立てられている為政者の働きは重要ですが、同時に、為政者

の力で解決することのできない大きな事柄です。だからこそ私たちは、ここに主なる神が働いてくださることにより、奴隷解放、アパルトヘイト解除のように、難民の問題も、社会における様々な差別も、御霊の働きにより、主の平和が実現することにより解決することを信じて、祈り続けることが求められています。

「神への誓い」 申命記二三章一八〜二六節

二〇一七年五月二一日

序

律法は、守ることが求められますが、律法に込められた意味・意図を理解することなく、機械的に守ることが求められてはいません。私たちは、律法の意味・意図を知ることにより、主の律法の正しさを受け入れ、積極的に従うことができるようになります。

I 法秩序

神が私たち人間にお与えくださった約束事が律法であり、私たちの社会の中にあつての約束事が法律や憲法です。各々の家庭にも約束事があるかと思いません。約束事を守らなければならぬと言われれば、窮屈に感じることでしょう。拘子定規は律法主義になり、人を裁いてしまいます。しかし約束事がなければ、秩序が崩壊し混乱します。約束事が守られることにより、秩序が保たれ、社会が形成されます。

先週、平成の治安維持法と呼ばれる共謀罪法案が、衆議院法務委員会で強行採決されました。最終的には多数決において決議することは間違っています。しかし審議とは、法案を互いに理解し合い、法案の持つている誤り・危険性などを共有して、最初の法案が修正される必要があります。つまり審議は、互いに尊重し合つて相手の意見を聞くことが、多数の側に求められます。これが民主主義の大原則です。今の国会は、この大原則が歪め

られています。一事が万事で有り、この国においては様々な場所で、秩序が崩壊し、権力が横暴しているように思います。秩序が崩壊する時、社会は混乱します。

主なる神が天地万物を創造された時、秩序正しく、素晴らしいものとしてすべてを創られました。この時、人間は、神のかたち神に似せて創られ、主を誉め称え、讚美すること、また主がお創りくださった世界を管理することにより、社会の秩序を管理することが求められました。しかし最初の人は、罪を犯し、人は神から離れ、社会秩序を乱す罪を犯しました。神から離れた人間には、社会秩序を保つ知恵がないのです。

私たちがキリスト者は、神の救いに生きると同時に、罪の世界に神の定められた秩序を取り戻し、神の国の完成へ向けて再創造を目指して生きます。この時に、主がお与えくださった律法は、社会秩序を取り戻すために必要であつて、私たちキリスト者が実践していかなければ、社会秩序が取り戻されることはありません。律法に愛がなければ律法主義になります。主への愛と隣人（特に弱者）への愛です（参照・マタイ二二章三七〜四〇節）。

II 愛の交わり

神殿娼婦、神殿男娼が禁じられています（一八〜一九節）。主への愛に基づくことで、偶像崇拜は禁じられています。二〇〜二二節にある利子について、利子を取ること自体は、不法なことではなく、認められます。しかし同胞に対しては例外であることを主は語りまします。イスラエルにおける同胞は信仰共同体です。困っているからこそ借ります。相手の苦しみを思いやる愛が必要です。最後の隣人のぶどう畑に入る時のことは、今日的には理解困難です。当時は普通に旅行に行ける時代ではありません。食堂やレストランは多くありません。旅人にとって、食事と水を得ることは死活問題です。だからこそ、空腹を満たす程度の収穫は認められていたのです。ここに旅人を顧みられる主の愛が示されています。律法を守る時に求められることは、隣人の苦しみを理解し、隣人への愛に生きることです。

III 神との誓い：請願

つまり、教会の秩序を考える時、私たちは改めて主なる神の御前に生きるキリスト者と

しての在り方が問われます。主なる神は、罪人であり滅び行く私たちに對して、御子イエス・キリストをお与えくださり、十字架による罪の贖いと復活による新しい生命をお与えくださった主なる神です。私たちは、キリストの十字架という無償の愛によって、滅びから永遠の生命へと導かれました。十字架に架かられたキリストを見上げなければ、私たちは愛を取り戻すことはできません。

キリストの愛が示された時、私たちは主を信じ、信仰告白へと導かれますが、この時私たちは、神の求める秩序を形成するために、律法に従った生活へと導かれます。この時、同時に、主なる神を礼拝し、主を讚美する者とされます。私たちが主を礼拝する時、私たちは主に祈り求める者となります。祈りには、主への讚美、感謝、悔い改め、懇願、執り成しがありますが、特に懇願を行う場合、時として条件を出して祈る、つまり誓願します（参照・ウエストミンスター信仰告白二二章六節）。律法を守ること以上に、主なる神により救いが与えられた者として感謝して主を礼拝し讚美するように、私たちは主に誓願を献げた時、全力でそれを果たすことが求められます。果たすことのできない誓願を続けることは主に対する冒瀆です。

私たちは、律法を守るか破るかということに目が行きますが、主の律法を守ろうとする時、改めて私たちは信仰と愛を顧みることが、求められます。

「結婚の定め」 申命記二四章一〜五節

二〇一七年六月二五日

I 旧約聖書と新約聖書の一貫性

旧約聖書を読んでいると、どうしてもイスラエルの律法が、新約聖書の主イエスの愛とは異なることを感じる必要があるかと思えます。旧約聖書に記されていることを、新約聖

書・現代において、時代背景を考えずに読んでしまうと、解釈を間違ってしまう。例えば、旧約聖書において「聖戦」について語ります。しかし、主イエスは和解と平和を求めておられ、戦争を積極的に求められることはありません。むしろ信仰の武器を持つように語られます（エフェソ六章）。しかし旧約聖書の時代、主の直接啓示があります。新約に入り、神の直接啓示が終わり、聖書における啓示と最後の審判を待つ現代とは異なります。聖戦は、主の直接的裁きであり、永遠の神のご計画に基づく救いと裁きに従ったものです。つまりイスラエルは武器をもって戦うのですが、これは神の裁きであって、彼ら自身の手力ではありません。一方新約聖書においては、主が私たちに直接語りかけることはなくなり、聖霊をおして臨在してくださいます。そして主の裁きは、最後の審判に委ねるのであり、私たちが主に代わって裁き主となることはありません。また、合法的戦争を語る時も、信仰の故の虐げの下にある抵抗権として行うのであり、武器をもって戦うことは、慎重に判断することが求められます。つまり、旧約聖書と新約聖書は異なったことが語られていくようですが、神の愛に基づく恵みの契約にあることでは同一です。

II 契約の関係にある結婚

今日の御言葉では結婚と離婚に関して考えますが、まず一夫多妻に関して言及します。ヤコブは二人の妻と二人の召し使いから二人の子どもを産み、イスラエルを構成します。主は、一夫多妻を認めているように思えますが、これは人間の罪の結果です。主イエスが十字架に架けられたことも同様ですが、主は人の罪をも良とされ、恵みをお与えくださることもあります。

結婚の規定に関しては、罪が混入する前に示された創世記二章二一〜二五節から確認しなければなりません。神と人との間には、信じることにより救われる恵みの契約が成立しています。一人の夫と一人の妻の間にも結婚することにより契約が成立します。一人の夫が複数の妻をとる、あるいは一人の妻が複数の夫をとることは、規定されていません。男女の間に上下関係も存在しません。互いに支え合う存在です。一夫多妻や男尊女卑は人

間の持つている罪の故であり、主イエスはそれを否定し、新約の時代に生きる私たちも、結婚という制度を、一人の夫と一人の妻の関係における契約として、捉えなければなりません。

III 離婚が許される場合

そして夫婦間において、通常離婚は許されない行為です。しかし、どうしても離婚しなければならぬ場合が生じるのも現実であり、私たちの教会でも離婚が許される場合を規定しています（参照・ウエストミンスター信仰告白二四章六節）。配偶者の姦淫、もしくは故意の遺棄では、離婚が許されます。故意の遺棄とは、未信者である配偶者が家を出て行き婚姻関係を解消しようとする場合（Iコリント七章）ですが、DVやギャングブル依存症、アルコール依存症なども、正当な婚姻関係を解消するには十分な理由としても認められるといつて良いでしょう。

IV 福音に生きるキリスト者と結婚

では申命記二四章はどのように理解すれば良いのでしょうか。「離縁状」を書けば夫は妻を離縁することができるのは、男尊女卑であり、当時の周辺の国々に認められていた行為にすぎません。しかし、聖書は他の国々と同じ基準で簡単に離婚を認めようとしているのではありません。「彼女を去らせた最初の夫は、彼女を再び妻にすることはできない。これは主の御前にいとうべきことである」（四節）。妻をもの如くに、嫌いになれば離縁し、また再婚が可能となれば再婚しようとする、男中心の浅はかな心に対して、主は「違う」と語っておられます。夫が、妻を離縁することに対して慎重でなければならぬのであり、一人の人を愛し、結婚することは、大切な契約関係であることを認識しなければなりません。

つまり旧約の時代は男尊女卑の時代であり、キリストの到来以前です。そのため新約と異なっているように見えますが、主は私たちが愛し、私たちが隣人を愛することは、継続性があります。主の語られる隣人とは、イスラエルの同胞、男性のみという小さな区切りではなく、国籍・民族・言葉・性別・身分・身体的な障害を越え、すべての人を自分のように愛することです。ですから当時の人々が考えていたように、妻は夫の所有物であり、夫は妻に対して自由にすることが許されるような考え方を、聖書はしません。聖書を読む時は、表面的に字面のみを求めるとはなく、全体を支配する神の愛、隣人への愛、福音をベースに、聖書の言葉に隠された神の真意を求めながら、読み進むことが求められます。

「人を生かす律法」

申命記二四章五〜二二節

二〇一七年七月三〇日

序

一般に、律法と言えば、「守らなければならないもの」というイメージがあります。律法の中心的に位置する十戒においても、「くしなればならない」との命令形で語られていることが一因としてあるかと思えます。そして、律法に聞き従わなかった民に対して、滅びをもたらす、恐ろしい神であるとのイメージすらある人もいます。

I 律法に従うとは：

しかし私たちが、主が何を目的として私たちに律法を守るように命じておられるかというものを理解しなければなりません。問題を考える糸口は、神は天地万物を創造し、人間をも神のかたち・神に似せて創造してくださったことにあります。しかし神が愛する人間が、罪を犯し、創造主から離れていったのです。それでもなお神は、罪人である人間の罪を赦し、永遠の生命を得る手段を律法により定めてくださいました。

私たちは、律法により私たちが自身を、理解しなければなりません。本来、神が求めておられることを、私たちが人間は誰一人守ることができない罪人であり、死を避けて通ることができない存在です。しかし同時に、罪の故に滅び行くべき私たちが、主なる神は救いへ

と招いていてくださっています。そして私たちの罪を贖うために、主は御子をこの世にお送りくださり、十字架の御業を成し遂げてくださいました。神は律法により、正しい道をお示しくださいましたが、私たちは罪を犯してしまいます。しかし、罪を犯しながらも、神がお示しくださる律法に従って生きようとすると、私たちは罪の誘惑、滅びの道から逃れることができようになります。私たちはすでに救われているのであり、律法は救われるための条件ではありません。

II 隣人を自分のように愛せ

聖書の表題は「人道上の規定」と語り、倫理的に御言葉を読むこともできますが、そうであれば、一般的な「立派な生活の勧め」に過ぎません。主は、「自分のように隣人を愛しなさい」と語られます。ここで問われていることは、「あなたの隣人とは誰なのか？」です。今、「アメリカが一番」、「日本が」、「北朝鮮が」と言われます。メキシコ人、韓国・朝鮮人・中国人が劣っているのでしょうか？ 創造主である神の御前にあって、皆罪人です。五十歩百歩です。私たちは神の御前で、物事を判断しなければなりません。

この時に、私たちに二つことを考えなければなりません。第一は、敵対している者に対して和解することです。旧約では聖戦が認められ、私たちの教会もウエストミンスター信条において「合法的戦争」を認める立場に立ちます。しかし、私たちが主に代わって裁きを行ってはなりません。主の裁きは最後の審判で行われ、この時まで主は忍耐しておられます。戦争には、正当な目的・理由・権威が求められ、最後の手段でなければなりません。そして私たちが隣人を愛する時に求められる第二のことは、弱者に対する配慮です。きょうの御言葉において語られていることも、そして今日の私たちの教会に求められていることも、このことです。教会における愛の業、ディアコニアです。

III 神の律法に生きる

最後に今日私たちに与えられた御言葉を、確認していきます。

①結婚に関する事柄は、兵士は特殊な職種であり、生命の危険が、いつ訪れるかわかりません。②挽き臼・上石は、小麦をこねてパンを作るために必須のものです。小麦だけでは食べることができません。生命に関わるものを取り上げてはなりません。③愛する兄弟を誘拐して兄弟を苦しめることにより、罪に対する正当な処罰が求められます。隣人を愛することは、隣人を傷つける者に対しては、裁きが求められます。和解することは、罪を無条件に赦すことではありません。④重い皮膚病の患者を主は共同体から排除することを求めます。愛する者を排除することを求めるのは、伝染により他の愛する者が傷つくことを予防するためです。⑤貸し付け・⑥雇い人に対してであれ、弱者の苦しみを覚えることが求められます。⑦復讐の禁止です。自らの罪に対する刑罰は自らが負わなければなりません。憎しみの連鎖は、事態を大きくするからです。⑧⑨寄留者や孤児・寡婦など社会的弱者が排除される現在、改めて彼らの隣人として生きることの意味を考えなければなりません。私たちが、神が律法を通して私たちに語りかける目的・理由を確認しつつ、私たちは聖書が語る大前提を貫くことが求められています。私たち自身が主の御前に罪が赦され救われた者として、隣人を愛し、隣人を思いやるということが求められています。

「正義に生きる」 申命記二五章一〜一九節

二〇一七年九月二四日

I 旧約聖書を読むとは：

旧約のイスラエルの民に語られた律法を、私たちはどのように聴くことが求められているのか？ この時に絶対に行ってはならないことが二つあります。一つは、旧約のイスラエルと現在の日本とは、時代も文化も異なるために、ここで語られている律法は、私たちが関係のない物語として読むこと。そして第二は、主が語られた御言葉であり、文字通

り理解し実行しなければならぬとすることです。「聖戦」を語る人たちはこの解釈だと思えます。

その上で私たちが注意しなければならないことは、絶対的な権威者である主が、何を意図して、何を目的として律法をイスラエルに与え、命じておられるかを読み取ることです。

II 律法に聴く

申命記二五章では六つの律法が挙げられています。

①「鞭打ち」についてです。説明もなく正しい者・悪い者と語られますが、善悪の基準が示されなければなりません。犯行を否認したり、権力がからむ事柄、無作為な罪、判断に迷う事柄などはいくらでも存在します。そうした時に裁判官は、自らのさじ加減で判決を下すことは許されません。判決の判断基準は、主がお与えくださった律法です。そして、神の真理・神の愛を考えるならば、弱者の声を聞かなければなりません。虐げられている者が声を挙げることはできない、真実が歪められることがあってはなりません。主は義であり、罪を見逃すことはできません。

同時に鞭を打つ回数を、最大でも四〇回とすることを規定しています。これは犯罪者に対する神の愛です。犯罪者が憎いため、限界なしに懲らしめることを禁じます。鞭打つことにより、犯罪を行うことが、主の愛に対する裏切りであり、許されない行為であることが、本人に対して、また周囲の人々に対して明らかにされる必要があります。それでもなお犯罪者が、罪を認め、悔い改め、新しい生活へと向かう道を、主は備えてくださっています。

②「脱穀する牛の保護」について語ります。牛に対する配慮を求める主は、それ以上に私たち人間一人ひとりを愛しておられます（参照・Iコリント九章九・一〇節）。現在問題となっている死を招くような重労働は、禁じられなければなりません。こうしたことを解決するために政治的な解決が求められます。神の愛に生きようとする時、虐げられている人々を助けるために教会は声を挙げることを求められます。政教分離は、政治が宗教

に介入することを拒んでいるのであって、教会が政治の誤りを指摘することを拒否していません。

③次に「家名の存続」に関して語ります。主はアブラハムにイスラエルの祝福をお約束してくださいました。しかし新約に生きる私たちは、肉のイスラエルであることは求められていません。しかし、家庭に与えられた子どもたちが、神の契約の子として育てられ、信仰を告白するように教育していくことは、私たちキリスト者に与えられた大切な使命です。

④「組み打ち」についてです。ここには極端な例が語られていますが、不公平な戦いを禁じています。現代的には、決闘・戦いが認められるのかも考えなければなりません。

⑤「正確な重り・正確な升」について語ります。升の信頼性は、正確に測ることができるか否かにかかっています。信頼されるためには、収縮がなく、いつまでも正確な重さを測ることができなければなりません。同時に、基準となる秤は公正でなければなりません。全知全能である主はすべてを知っておられ、人を騙しても神を騙すことはゆるされません。

⑥「アマレク人に対する滅ぼし」について語ります（参照・出エジプト一七章）。旧約聖書で主が異邦人の裁きを命令する時、理由があります。アマレクがイスラエルを襲った時、本来はいたわるべき落伍者に襲いかかり、主の愛に反したからです。彼らは罪の報いとして、主の裁きもたらされたのです。旧約の時代のように、主の直接的な命令があれば、聖絶は有り得ます。しかし新約の今、主の裁きは、最後の審判までは隠されています。主は人々が悔い改め、敵対者とも和解し、平和を築くことを求めておられます。

結論

旧約のイスラエルに語られた律法は、直接的には私たちと関わり合いのないこともあり、その中でもなお、私たちは聖書から聴くことが求められています。律法で語られる主の正義と主の愛が基準です。この時私たちは、主の御前に生きる有神論的人生観世界観を求めて生きるキリスト者であることが求められています。そして、社会にあって正義と和

解を求め、同時に苦しむ者を覚えることが必要です。そのために私たちは、主のお語りになる御言葉に聴きつつ、社会・政治にも関わりをもつて生きることが求められています。

「信仰告白と誓約」 申命記二六章

二〇一七年一月二二日

序 神の御業としての救い

信仰を告白することは、主なる神が私たちに語りかけ、私たちの魂に罪の赦しと救いを受け入れるように、聖霊によって働きかける時、奥義であった救いを受け入れ、信仰を告白することができるようになります。そしてこの時に、十字架の死と復活のキリストと出会ったことが、何よりも大切です。

I 主の御業と信仰の継承の難しさ

今日御言葉は、約束の地カナンを目の前にして、主はイスラエルの民に信仰の告白を求められます。イスラエルの人々にとって、信仰とは、主の御業に出会うことでした。四〇年に渡る荒野での生活、この時、主は毎日、イスラエルの民に、マナを降らせ、水を与え、そして夕方にはうずらをお与えくださいました。また靴もすり減ることはありませんでした。イスラエルの民にとって、マナももう当たり前のことであり、ここに主の御力が働いていることに鈍感になっていたかも知れません。

主がモーセを通して、今、イスラエルの民に語りかけることは、約束の地カナンに入ってから後のイスラエルの民もまた聞き続ける御言葉です。問題は、イスラエルの民が主なる神を見失うことです。二代目・三代目のクリスチャンに陥ることです。

この時、私たちが大切なことを確認しなければなりません。信仰を告白することは個人の信仰であるように思いますが、個人の信仰では信仰が継承されていくことはありません。

II 信仰を継承するために

つまり信仰告白は、信仰共同体として共有することが求められます。個人の自由に任せていてはダメです。実際に体験していないものが、自らの信仰告白として保ち続けるために何が求められるのか。それは繰り返し繰り返し、主の御業を確認し、主の御力が私たちに与えられ続けていることを確認することです。信仰告白を促すのは主の御業ですが、一方にあつて私たちが信仰の大切さを繰り返し語っていくことが重要です。

そのため、主なる神はイスラエルに対して、次の告白をすることを求めます。「わたしの先祖は、滅び行く一アラム人であり、わずかな人を伴ってエジプトに下り、そこに寄留しました」。信仰告白は、アブラハム、イサク、ヤコブ、ヨセフにまで溯ります。アブラハムに関しては、跡取りがいなくても関わらず、主はアブラハムを召し、信仰の父としてくださいました。ヤコブに関しては、エサウとの長子の権を争うこと、また七年間の飢餓により、一族が生き延びる危機に瀕しました。しかし主は、ヨセフを前もってエジプトに使わし、イスラエルをエジプトに向かい入れて救ってくださいました。

また主は、イスラエルをエジプトの国から救い出してくださいました。主はアブラハムに対して語られた約束（創世記一五章一三―一四節）を忘れられるお方ではありません。主なる神は、イスラエルの苦しみの訴えを聞き、モーセを指導者として立て、そして主の御力を一〇の奇跡によりエジプトに裁きを与え、イスラエルの民は奴隷から解放してくださいました。

主なる神は、カナンに入城するイスラエル、そして後に生まれ来るイスラエルに対して、この四〇〇年以上に渡る主なる神の御業を語り継ぐようにお語りになります。自分は、個人的な体験を何も体験していないかも知れませんが、しかし、イスラエル民族にお与えくださった恵み、主の御力を確認することにより、イスラエルに対して、主が働いておられ、主の主権が示されてきたことは明かです。つまり信仰告白とは、個人的体験に頼っていれば、必ず廃れ、子どもたち、孫たちは、主から離れていくこととなります。

クリシタンたちは背教が求められてから隠れクリシタンになりますが、二六〇年にわたって信仰を受け継ぎ、鎖国が解かれた一八五九年に改めて宣教師が入って来た時に、自らの信仰を告白することができました。クリシタンたちは、まさに親から子に、子から孫に信仰を継承したのです。

今日本では、七〇年に渡って日本国憲法により平和が守られ、人権が保障され、信仰と平和が守られてきました。しかしそれが当たり前の生活を送る時、私たちはこれが主から与えられた恵みであることを忘れ、信仰が薄れていきます。今日、衆議院選挙が行われませんが、秘密保護法と共謀罪法が成立している現在、さらに憲法改正が行われると、主がお与えくださった平和と基本的人権の保障が奪われる時が来る危険性が迫っています。平和を失ってから気付いても遅いのです。ここに主の恵みがあることを私たちは心を留め、主の御前にひれ伏し、主への感謝と救いの喜びを語り継いでいくことが求められています。

III 献げ物と善き行いの勧め

そして主は、信仰を語り継ぐと共に、十分の一の献げ物を求め、掟と法を守るように命じます。献げ物をするには痛みが伴います。また、掟と法を守るとは自由さが失われることもあります。しかしこれらは、大切な目的が伴っていることを忘れてはなりません。献げ物は、余っているものを献げるのではなく、お金だと思いません。むしろ自分の生活を切り詰めることも求められます。私たちは自分が稼いだお金だと思いません。しかし、主が許してください。さらなければ、私たちは何一つ手にすることはできません。特に農作物は自然が関係します。自然災害等によって収穫を失うこともあります。ここに主の恵みがあることを忘れてはならないのです。主はイスラエルにレビ人、寄留者、孤児、寡婦に施すように求めます。私たちがあれば、貧しい者、被災者であり、愛の業、ディアコニアにおける働きです。私たちは自分たちの教会だけを支えることも大変ですが、しかし主が必要を求めている人がいる以上、隣人を愛し、施しを行うことが求められています。金額の問題ではなく、彼らを覚え、祈り、献げることが大切です。このことをとおして、私たち自身もまた、主なる

神による養いがなければ生きていけないことを、確認することができます。

また私たちは、主の御前に立つ自らを省みなければなりません。自らの正しさを主張することができず、主の御前に立つ自らを省みなければなりません。自らの正しさを主張することは確認することができません。しかし、行い・言葉・心の中をすべてを顧みる時、私たちは全的に墮落しており、自らの義を主張することはできません。どれだけ一生懸命行っても、私たちは欠けがあり、罪があります。主が掟と法を守るように命じると言う時、私たちは不完全であり、罪人であることを気付くことが大切です。そして主は私たちに、心を尽くして、魂を尽くして、忠実に守るよう求めます。不完全でも良いのです。形ではなく、心・信仰が問われています。主の御前に遯り、謙虚に主に従い行く信仰の養いが必要です。子どもたちに掟と法を守るように語る時、強制すれば律法主義となり、難しい所もあります。掟と法を守ることは、主の御前に立つ私たちが信仰に従って行うのであり、形の上で守っていても、主はその心をお見通しです。つまり私たちが主の御前に信仰を表明する時、私たちに与えられた主の御業と主からの恵みを顧みつつ信仰を告白して、子どもたちに語り継ぐことと同時に、感謝と信仰の表れとしての献げ物と善き生活が伴います。これらのことを意識して信仰生活を歩む時、主は私たち一人ひとりに、そして子どもたちや隣人へ信仰が継承されて行き、この教会を祝福に満たしてください。

「神の掟と約束」 申命記二七章

二〇一七年一月二六日

I あなたは救われた主の民である！

「くすれば呪われる」と繰り返し語られると、「どうせ呪われるのであれば、好きに生き

たい」と思うかもしれません。しかし、神は「これはダメ、あれもダメ、あなたはダメ人間なんだ」と烙印を押しているのではありません。聖書が語る大切なメッセージを読み飛ばしてはなりません。「あなたの先祖の神、主が約束されたとおり、あなたの神、主が与えられる乳と密の流れる土地に入ることができる」（三節）、「あなたの神、主の御前で喜び祝いなさい」（七節）とお語りになり、「あなたは今日、あなたの神、主の民とされた」（九節）と宣言されます。この宣言が非常に大切でイスラエルは救いから漏れることはありません。

かつてイスラエルは、エジプトで奴隷とされ重労働を強いられました。そのイスラエルに対して、神はモーセを指導者としてお立てくださいました。奴隷を解放したくないエジプト王のファラオに対して、神はモーセをおして一〇の奇跡を行わせ、神の御力を示されました。最後は、エジプト人のすべての初子の男の子を皆殺しにする奇跡が行われ、ファラオも恐ろしくなりイスラエルの人々を解放し、救い出してくださいました。

そうしてイスラエルの人々は約束の地に向かいますが、彼らは荒野で四〇年間彷徨うこととなります。そしてエジプトを出立した時、成人だった者は、ヨシユアとカレブを除いて誰一人、約束の地に入ることはできません。そして四〇年という年月を荒野で暮らすことになった原因は、彼らが主権者であり、救い主である神を忘れ、自分の力を過信して、罪を犯したからです。

II 神の愛

イスラエルを覚えておられる神は、奴隷から助け出したイスラエルが自分勝手に生きて罪を犯し、神から離れることを、悲しく思っておられます。つまり神がイスラエルに対して掟を定め守るように命じられるのは、「ダメな人間は、裁かれ、滅びれば良い」と思っておられるのではなく、イスラエルが滅びて欲しくはないからです。

この時大切なことは、神の救いの民として罪を犯さないように心がけることであり、失敗して罪を犯した時に、呪われると思ひ込み自暴自棄にならないことです。

クリスマスに、人としてお生まれならた主イエスを顧みましょう。神の御子である主イエスが、人としてお生まれくださいました。そして罪の無いお方が、逮捕され、十字架に架かってくださいました。それは私たちが犯した罪を、代わりに背負ってください、罪の刑罰を担ってくださいだからです。私たちは、毎日失敗し、罪を犯します。神を悲しませ、親しい人を傷つけます。しかし主イエスは「あなたはダメ人間だ」と語られることなく、「あなたの罪をわたしが担う」と語り、十字架の苦しみと死を担ってくださいました。これが神の私たちに對する愛であり、イスラエルに對しても同様です。

III インマヌエルである神

だからこそ、もし罪を犯しても「私は罪を犯していない。無実だ」と嘘を付くのではなく、その罪を告白し悔い改めれば良いのです。ここで「アーメン」と語るのは「その罪を繰り返さない」との決意表明です。救い主である神から逃げないことが大切です。十戒で「うねばならない」と繰り返し求めらるる生き方は、罪を犯したら裁かれるとの恐怖心の中で生きるのではなく、罪を赦し救いの中に入れてくださっている神の民・神の子どもとして受け入れられているからです。だからこそ、イスラエルが律法を守るように求められ、私たちが十戒を告白して生きること、決して息苦しい生き方ではなく、「神の子ども」とされている喜びに生きることです。

ではなぜ、神はイスラエルの民に對して、掟を定め、「違反したものを呪う」とまでお語りになるのでしょうか。私たちが生きる時、様々な誘惑があります。自分は違反しないと思っただけでも、ふと羽目を外してしまうこともあり、悪魔の誘惑もあります。一度罪を犯すことにより、自暴自棄になり、罪を繰り返すようになります。神が、「呪われる」と語り、禁じられるのは、罪の誘惑により神の救いから離れることを警告しておられるからです。「危ない」とお語りになっています。私たちは、何が危険であり、何が危ないか、示されなければ、「少しぐらい大丈夫だ」と思ってしまうからです。

だからこそ「呪われる」と繰り返し語られ、「うっとうしい・堅苦しい生活は嫌だ」と

思うのではなく、失敗を繰り返す私たちに対して、粘り強く救いの道を示し、失敗してもその罪の刑罰を御子である主イエス御自身が担ってくださり、あなたを救い、神の子へと導いておられる神が、今ここにいることを理解して頂きたいと思えます。あなたの罪を赦し、救いへと招き入れてくださる神は、今も私たちと一緒におられます。

「神の祝福と呪い」 申命記二八章

二〇一七年一月三十一日

序

今年最後の日に主の御前で礼拝を献げています。今年は大垣教会として信仰が揺さぶられ、大きな決断が迫られた年となりました。時代も教会も変わろうとしている今日、主が世界を統治し、私たちの前で生きて働いておられることに変わりはありません。

I 人の罪と神の裁き

申命記二八章では、一〜一四節において神からの祝福が語られているのに対して、一五〜一六八節で呪いが語られています。主によって与えられる祝福よりも、主からの呪いが恐ろしいことを知ることは大切です。現代は、オウム真理教を始め新興宗教が恐怖心をあおるため、教会ではあまり恐怖心を語りません。しかし神から離れる恐怖を聖書ははっきりと語っています。私たちはこの恐怖を理解しなければなりません。ウエストミンスター信仰告白第三章「最後の裁き」で告白します。「悪人は、神を知らず、イエス・キリストの福音に従わないので、永遠の苦しみに投げ込まれ、主の御前と、主の力の栄光から永遠に立たれることによって罰せられるからである」(二節)。「キリストは、すべての人に罪を思いとどまらせ、また、敬虔な者たちをその逆境の中で一層慰めるという両方の目的のために、裁きの日があることをわたしたちに固く確信させようとされる」(三節)。

神は天地万物を創造され、すべてを支配し、滅ぼす力を持つておられます。昨今、他人の死に立ち会うことが極端に少なくなりました。そのため、死が恐ろしいことを忘れ、解放されたように思っている人もいるかも知れません。「天寿を全うした」と語り、遺された者も満足します。しかし神の創造は、生きる者として人を創造されたのです。神にかたどり、神に似せて造られたことは、生きる者、死ぬことのない者としての創造です。生きる者として創造された私たちが、死を避けて通ることができないのは、最初の人が犯した罪の故であり、彼から生まれる私たちが、生まれながらに、かつ毎日の生活の中の行い・言葉・心の中で罪を犯し続け、誰もそれを否定できる人はいません(参照・ヨハネ八章：姦通の女の話)。

神の呪いはどのように訪れるのでしょうか? 「もしあなただの神、主の御声に聞き従わず、今日わたしが命じるすべての戒めと掟を忠実に守らないならば」(一五節)、「あなたが悪い行いを重ねて、わたしを捨てておられるならば」(二〇節)です。出エジプトの時、イスラエルの民が奴隷から解放された裏で、エジプト人は彼らの罪の故に滅ぼされました。ファラオは、モーセから神の存在と御力が示されました。神はイスラエルを解放することを求めながら、ファラオはそれを拒否し続けたのです。ファラオの裁きは、彼が神の命令に対して不従順であったことです。主の裁きを逃れることは誰一人できません。

II 神の恵みによる救いの道

これは因果応報なのでしょう? 因果応報であると教えることは、分かりやすいかも知れませんが、しかし聖書は、因果応報も律法主義も否定します。私たちは神の御前で自らの姿を顧みなければなりません。私たちも「全的墮落」に完全に墮落しており、自らの努力において救われる道は閉ざされている罪人です(参照・ウエストミンスター大教理問一五二)。

だからこそ、私たちが救いを求める時、神が提示してくださる救いを求めるしかありません。旧約のイスラエルの民は、モーセをとおしてお語りになる主の御声に聞き従うこと

でした（申命記二八章一―二節）。「よく聞き従い」、「忠実の守る」ことが大切です。この時、多くの人は、律法を守ることが目的化し、救いの条件にします。そして御言葉を守ったか、守らなかったにより人を判断します。しかしここで大切なことは、よく聞くこと、忠実に守ろうとすることであり、神の御前に生きることです。ですから、聞き従い、忠実に守ろうとした結果、失敗し、罪を犯したとしても、主は裁かれるお方ではありません。その失敗・罪を理解し、悔い改めれば良いのです。私たちを救いへとお招きくださる神は、私たちの罪の赦しをキリストによる十字架の御業よつてすでに成し遂げてくださいました。私たちの罪は、キリストの苦しみと死の故に償われ、贖われました。この事実を受け入れ、信じる時、社会が変化し、教会が揺れ動く時であっても、私たちは、救いが与えられ、主の安らぎが与えられ、神の御前に従順に従うことが許されます。「あなたがたを襲った試練で、人間として耐えられないようなものはなかったはずで、あなたも耐えられないような試練に遭わせることはなさらず、試練と共に、それに耐えられるよう、逃れる道をも備えていてくださいます」（Iコリント一〇章一三節、参照 マタイ一章二七―二八節）。

「神が結ばれる契約」

申命記二九章

二〇一八年一月二八日

I 恵みの契約

キリスト教は、神と神の民との契約の宗教です。人間相互の契約であれば、契約は相互依存です。時に、労使関係のように不平等な契約もあるかも知れませんが、一方、神と私たち人間との間に結ばれる契約は一方的です。神が一方的に私たち人間に対して結んでくださいます。これは創造者と被造物の関係が決定的です。

聖書は二つの契約を語ります。最初は、神が最初の人アダムとエバに結ばれた「生命の契約」であり、「善悪の知識の木から木の実をとって食べると死ぬ」ことです。この契約は、彼らが罪を犯したことにより破棄されました。そして彼らの子として生まれるすべての人間は、生まれながら、そして毎日の生活で犯す罪により、死ぬ者となりました。二つ目が「恵みの契約」です。最初にアダムとエバに結ばれ（原福音：創世三章一五節）、ノア、アブラハム、モーセ、ダビデを初め、旧約の時代に繰り返し更新されていきます。そして、イエス・キリストにおいて十字架の贖いが成し遂げられ、神の恵みとしての救いが完成します。「信じることににより救われる」のです。現代に生きる私たちも、神の恵みにより、神の救いに与っている契約の当事者です。

つまり、私たちは、罪の故に滅びる者、肉の死と共に永遠の裁きに定められていました。しかし、神の一方的な恵み、つまりキリストの十字架の御業により、罪が贖われ、義と認められ、神の子として、永遠の生命の祝福が与えられました。この神の恵みを、私たちが受け入れる時、主の御前で罪を悔い改め、信仰を告白し、洗礼を授かります。しかし主なる神は、私たちの弱さを知っておられ、神の恵みを忘れないために、一週間に一度、安息日を設け、肉体的な労苦から解放と共に、神を礼拝することを求められます。礼拝厳守は私たちが救いの喜びに生きるために必要なのであって、裁きの道具ではありません。また私たちが聖餐式に与るのも、キリストの十字架の御業により、私たちの救いが成し遂げられたことを確認するために、重要です。

II すべての民と結ばれる契約

申命記二九章では、約束の地カナンに入城するにあたり、恵みの契約が更新されます。神は出エジプトと荒野の四〇年における神からの恵みを忘れないように語ります（一―八節）。私たちは、神からの恵みをすぐに忘れてしまう弱さを持っているからです。主なる神はイスラエルを全員を集めるように語ります（九―一四節）。それは、寄留者や身分の低い者たち、つまり奴隷も含まれます。血筋としてのイスラエルではなく、異邦

人であっても構いません。さらに神が命を与えておられるすべての人に対して語られています。「教会に来ていない」、「聖書を読んでいない」ことで言い逃れできません。

この契約は「恵みの契約」です。神の御前に集まる者、神を信じる者は、無条件に救われます。「呪いを伴う契約」に怖じけてしまうこともあるかもしれません（一六〇二〇節）。しかし神は「よく知っている」と語られます（一五節）。神はいまも生きておられる私たちの行い・発言・心の中のをすべてを知っておられます。私たちは隠し立てすることができません。信じれば救われます。しかしこの言葉を無視して、偶像に仕え、神から離れる時、主の裁きを逃れることはできません。

私たちは多くの誘惑の中に生きています。しかし神は私たちが信仰がなくならないように、誘惑から守ってくださいます（一コリント一〇章一三節）。主なる神にこそ、救いの希望があります。ここにしか希望がありません。「失敗したから・罪を犯したから、もうダメだ」と厳しい神ではありません。罪を悔い改め、改めて信仰を告白することにより、主は罪を赦してください、神の恵みにあることを宣言してください。

III 奥義と摂理

神のご計画において隠されている事柄（奥義）は御言葉の啓示と摂理において明らかにあります（二八節）。「自分が救われているか、救われていないのか分からない」と語る人もいます。しかし「信じる者は救われます」。信仰告白をする者は、神の救いの中にあ

ります。隠されている奥義は、神の啓示で明らかになります。私たちには、御子イエス・キリストの十字架がすでに示されました。主を信じる者は、キリストの十字架により、罪が贖われ、神の子とされ、永遠の生命が約束されています。ここにこそ、救いの喜び、信仰の希望があります。主がお示しくださいさる救いの恵みを、拒否しない限り救われます。この恵みを、私たちは家族や知人に伝えていくことが求められています。

「命と幸いをお与えくださる神」

申命記三〇章

二〇一八年二月二五日

序

先週、岐阜加納教会・中部中会・市内信徒会の皆さまをお招きして大垣伝道所を閉鎖するための感謝礼拝を献げることが許されました。久しぶりの方々も来られました。また出席を願いながらも、出席できない方々も少なからずいたことを、伝え聞いています。

そして、今日、私たちは、この礼拝堂における最後の礼拝を献げる時となりました。人間的な寂しさを思います。橋谷先生の言葉の中に、「泣いて良いのだ」ということが語られました。葬儀も同様ですが、やはり悲しみがあり、それが無いかの如く、強がる必要はありません。それでもなお、私たちは、主がお語りくださいさる御言葉によって励ましを受け、一歩、前へと歩み始めることが求められています。

今日の最後の礼拝、そして二八日に行われる最後の祈禱会において、申命記の御言葉に聞くことと致します。毎月、最後の週に読み続けてきた御言葉の続きです。ルカ福音書が、神の国の約束をもって終えたのと同様に、罪の故に主の裁きが避けられないイスラエルにあつて、なおも主の祝福と希望が与えられている御言葉から確認できることは、大垣伝道所に集う私たち一人ひとりにとつても相応しい御言葉ではないかと思つています。

I 立ち帰りなさい！

聖書には、「信じる者は救われる」と福音が語られる一方、呪いについても語られています。私たちが忘れてはなりません。それを象徴するのが、バビロン捕囚です。神によつて立てられた王が、主に背き、イスラエルの民全体が主から離れていく時、主はイスラエルに裁きをもたらしました。それは主によつてバビロンという国に王が立てられ、主の裁きとして、イスラエルが滅ぼされていくというものです。主に背き続ける時、死と災いから逃れることはできず、必ず滅びります。

しかし同時に、聖書において貫かれていることは、一度罪を犯せば、「もうダメだ、裁きだ」と語られるものではありません。つまり言い換えれば、再チャレンジが許されています。「あなたの神、主のもとに立ち帰り、わたしが今日命じるとおり、あなたの子らと共に、心を尽くし、魂を尽くして御声に聞き従うならば、あなたの神、主はあなたの運命を回復し、あなたを憐れみ、あなたの神、主が追い散らされたすべての民の中から再び集めてくださる」(二〇三節)。ここで大切なことは「主のもとに立ち帰る」こと、つまり神の御前に立ち、罪の悔い改めることです。申命記三〇章では三度語られています(二一・八・一〇節)。今まで、何も無かったの如くに再出発が始まるではありません。主の御前に立ち、自らを顧み、罪を犯したという事実を、心の中に刻み込まなければなりません。救い主の御前に立ち、自らの姿を顧みることには大切ですが、私という人間が、神の御前に立った時、救われるのに相応しい人間なのか。主の御言葉を語るのに相応しい働きを行っていると言えるのでしょうか。主の御前に問われるのは、私たちの日々の生活における行い、口から発せられる言葉、心の中で考えていることのすべてです。何一つ、神の御前に隠し立てすることなどできません。主の御前に、これらのこと一つひとつが吟味された時、私たちは、罪の刑罰としての死を避けて通ることなどできません。ヨハネ福音書八章で語られているように、姦通の咎で連れてこられた女の前で、主イエスは、「あなたたちの中で罪を犯したことはない者が、まず、この女に石を投げなさい」とお語りになりました(八章七節)。この時、誰一人、石を投げることはできず、年長者から一人また一人と去って行きました。全的墮落、すべての者は生まれながらにして、そして日々の生活において罪を犯しており、自らの行いにおいては、神の救いに入ることなどできません。罪を犯して、捕囚の民となるのは、何もイスラエルだけではなく、私たち日本人における宣教の腐心、そして世界においても同様のことが起こっていることは、私たちが自身の信仰が問われている問題です。その最中に、大垣伝道所の閉鎖の問題があります。自分一人で責任を負う必要はありません。しかし、私たちが一人ひとりの信仰が問われている問

題もあります。だからこそ、大垣のことは、ここまでの経過を改めて問われなければならぬ問題ですが、ここに至る結果を、私たちはなおも神の摂理であり、神の御業であることを、受け入れ、決議しました。

II 心を尽くして、魂を尽くして:

そしてもう一つの視点が、「心を尽くし、魂を尽くして」ということです。二節において語られています。改めて六節、一〇節においても語られています。「神の御声に聞き従う」こと、また「立ち帰る」こと、主により「命を得る」こととなります。

これはどういうことかと言え、形だけ整えることは可能です。「神を信じます」という告白、「罪を悔い改めます。ごめんなさい」という悔い改めと謝罪、そして、律法に従うこと、十戒に従うこと、これらは形を整えることはできます。しかし、これは言い換えれば律法主義です。

主なる神が求めておられることは、形を整えることではありません。私たちの心、私たちの魂が、神の御前にあって、そうした行動を行っているかを、見ておられます。私たちも、その人の行動、発言が、本心から行っているのか、形だけで行っているのか、観察していれば、察知することができます。しかし、私たち人間は、その嘘が見破られないように行動しようとする賢さを身に秘めています。そのため、人を騙して、形だけ整えようとしています。そして自らの正しさをアピールしようとしています。

しかし、神の御前では、私たちは、何一つ隠すことができません。私たちが一人ひとりの心が問われます。形だけ行っても、心が伴っていないければ、このことを神は咎められます。私たちの信仰は、頭で理解することでもなく、形を整えることでもありません。信じたことを、体全体で受け止め、行動します。行いが伴わない信仰は、死んだも同然であるとヤコブが語るの、このことです。このことを、申命記では、主の御声に聞き従うことであると語ります。

III 礼拝に表れる信仰

この時、私たちの信仰は礼拝行為にも表れてきます。主は私たちが安息日を守って礼拝することを求めておられます。そして教会においては、礼拝を厳守するように求めて来ました。しかし、永遠の生命の喜び、救いの感謝抜きに礼拝に集うことは、律法主義となりません。

礼拝においては、もちろん、主がお語りになります御言葉、つまり聖書朗読と説教において、神による罪の赦し、救い、永遠の生命の約束が示され、信仰の告白と救いの感謝に喜ぶことができれば、何より素晴らしいことです。また祈りの恵みに満たされることもあります。苦しみの中にある時、祈っていただくことがどれだけの慰めとなることでしょう。か。天地万物を創造され、私たちに生命をお与えくださる方が、聞いてくださる。それだけでなく、心に平安がもたらされることがあります。苦しい時の神頼み、それは大切なことです。そして主の晩餐があります。信仰告白を受けていない求道者、未陪餐会員は、配餐を受けることができませんが、主はすべての人が、この晩餐に招かれ、天国における晩餐に集うことを願っておられます。主は「あなたはもう天国の住民なんだ、永遠の生命が約束されている、苦しみも悲しみもない平安と安らぎの毎日が与えられる」とお語りくださっています。

御言葉、祈り、礼典（主の晩餐・洗礼）の三つが、恵みの見える手段です。これらを通して、私たちは、神による救いを確信して、喜びをもって、心と魂をもって神を礼拝するものへとされていきます。

しかし現実には、主のお語りになる御言葉による救いの喜び、祈りにおける慰めと平安、主の晩餐における救いの恵みに満たされていない人たちもいるのは確かです。そしてそうした人たちも、主は教会へ、礼拝へとお招きくださっています。この時、彼らにとって教会という場所が、どのような場所となる必要があるのでしょうか。この時に求められるのが、聖徒の交わりです。キリスト者とされた者たちが、神の愛、隣人への愛に生きる時、教会での交わりもまた、豊かなものとなります。世における苦しみの生活を理解しようと

すること（寄り添い）、共に祈ること、できる範囲で援助を行い、助け合うこと、こうした聖徒の交わりがある所に、キリストも共におられ、教会の交わりが深まっています。「礼拝だ」、「伝道だ」と語られても、教会における兄弟姉妹としての豊かな交わりがなければ、教会は成長しません。互いが共に教会に集う隣人を理解し、苦しむ者と共に苦しむことが大切です。そして、初めて教会に来た人たち、久しぶりに教会に来た人たちが、ここに自分の居場所がある、何だか安らぎがある空間であると思えることが大切です。

教会に久しぶりに来た人が、私に対して、「なかなか教会に来ることができずにご免なさい」と謝られる人がいます。神にとって、そして牧師である私にとって、そういう人が教会に来てくださることが、喜びなんです。失われた羊が見つかり、帰って来た時です。先週も、久しぶりに教会に来てくださった方々がいました。一人ひとりゆっくりとお話する時間はありませんでしたが、私自身、本当に喜んでいました。教会は、久しぶりに来た人が、後ろめたさを覚えて、敷居を高くしてはなりません。初めて来た人が、そして久しぶりに教会に来た人が、「来て良かった」、「心に安らぎを得た」と思える場所を、教会の中に作っていかねければなりません。このために、私たち自身が繰り返し主のもとに立ち帰り、悔い改めること、心を尽くし、魂を尽くして主を信じ、キリスト者として歩み続けることが大切です。

私たちは、この大垣教会で礼拝を献げることは、水曜日の祈禱会が残されているだけです。これからは岐阜加納教会で、そして別の教会で信仰生活を歩みます。それでもなお、主がお与えくださった教会において、主を信じ、キリストの教会を私たちが立て上げようとする時、私たちの信仰をおして、教会全体が変えられ、キリストの体として成長していくことができると思います。主を信じてください。そして心を尽くし、魂を尽くして、キリスト者として歩む時、主は豊かな実りを私たちにお与えくださいます。

序

大垣伝道所における最後の集会として、祈禱会を行うことが許されています。最後の集会として、皆の祈りをもって、感謝しつつ終えます。順番に読み進むのであれば、申命記三一章であります。三二章の祝福も併せて読みたかったのですが、欲張れません。

さて、申命記三二・三三章は、モーセが最後にイスラエルのために語った遺言と言葉が語られています。三三章はそれぞれ一人ひとりに対しての語りかけですが、三二章は、後に生きる私たちに通じる言葉が語られています。ウエストミンスター小教理問答をお配りしました。この全体像を眺めながら、御言葉に聞こうと思えます。

I 神と私たちの関係

モーセは一〇四節において、主なる神というお方がどのようなお方であることを確認します（ウエストミンスター小教理問四）。私たちは、私たち自身と神との関係を知るべきです。天地万物を創造し、私たちに命をお与えくださっています。私たちは神の恵みがなければ、生きることができません。

そして五〇六節において、私たちの姿が示されます。真の自分を知らなければ、神を知ることなどできません（ウエストミンスター小教理問一七・一九）。罪の刑罰は死であり、私たちは生まれた時から死を避けて通ることはできません。

続く七〇一四節には、神の恵みが語られています。アブラハムの選びに始まり、イスラエルに与えられた恵み、エジプトに下っても、出エジプトと荒野の四〇年にもあっても、主は常にイスラエルと共におられ、養い導いてくださいました。イスラエルにとつては、苦しみの連続でした。「どこに神の恵みがあるのか」、「なぜ、毎日毎日同じものなのか」と言った不平不満もあります。しかし、神の恵みによって、出エジプトを果たし、約束の

地カナンにたどり着いたことは、紛れもない事実です。

この大垣教会もまた然りです。伝道の困難な地と言われていますが、主は四三年間、教会を導いてくださり、集う民を集めてくださり、そして御言葉の牧者をお与えくださいました。岐阜加納教会からの援助も続きました。閉鎖を語れば寂しいですが、今までの恵みを数えあげれば、ここに主への感謝が生じてくるはずですが、記念誌を作成していませんが、「神の摂理―大垣伝道所の軌跡 一九七五年〜二〇一八年」としました。この名を付けた意図を汲み取って頂ければと思っています。

II 罪人に対して

さて申命記は一五〜一八節で、神がイスラエルに対して直接的に罪の告白を行います。一五節の「エシュルン」は、聖書ではあまり語られない言葉ですが、「イスラエル」の別名です。人は、自分たちの生活が豊かになることにより、主なる神を忘れず。異教宗教、偶像へと走ります。「自分の力で生きている」と思う所に、傲慢と思い上がりがあり、主なる神を裏切ることとなります。主の御前に遜り、謙遜になることが求められるのですが、それを忘れます（ウエストミンスター小教理問三九）。神の恵みを知るために、主は私たちに十戒をお与えくださいました。ウエストミンスター小教理問四二（マタイ二二章）を繰り返し確認して来ましたが、大切です。そして十戒の中にあっても、第一戒・第二戒が何よりも大切であり、積極的に求められていることを問四六・五〇で確認しました。

そして一九〜二五節で、その判決がくだされます。誰一人、自らの力で救いを獲得することなどできません。問八二において語られるとおり、主は私たちのすべてを知っておられ、思い・言葉・行いのすべてにおいて、主の御前に罪人であることを、繰り返し確認しなければなりません。これを忘れるから、主の御前に遜ることができません。

そして二六〜三八節に、罪人に対する最後の審判の状況が描かれます。終わりの日に、神を忘れ、神から離れた者に、救いはありません。このことを強調することはしませんが、この事実を、私たちは忘れてはならず、また語っていくことが求められています。

Ⅲ 神の約束の民に対して

そして最後三九節以降、主が「御自分の民」と語るイスラエルに、そして今に生きるキリスト者である私たちに語りかけられます。最後の審判は、神の民にとつては、救いの時、永遠の生命に入れられる時です。神の民、キリスト者の前に、主が共にいてくださいます。主なる神以外に、私たちに命を与え、恵みをお与えくださる方はいません。ここで、もう一度、私たちは主なる神がどのようなお方であるのか、ウエストミンスター小教理問四に聞くことが求められます。

主は、救い主イエス・キリストがお生まれになられた時、「インマヌエル」Ⅱ「神は我らと共におられる」と語りくださいました。主なる神は、私たちと今も共に歩んでいてくださいます。そして、私たちに罪の赦しと救いをお与えくださるばかりか、常に私たちと共にいてくださり、私たちの生活を養い導いてくださいます。

苦しみ、悲しみもあります。「それでも神はおられるのか」と叫びたくありません。しかし、主は私たちと歩むと共に歩んでくださいます。Ⅰコリント一〇章一三節において、主は私たちに絶えられないような試練を与えないことを宣言してくださっています。

これからキリスト者として行き続ける時、困難が待ち受けています。しかしそれでもなお、私たちは、キリスト・イエスにより救いをお与えくださった御父・御子・御霊なる三位一体の神を信じ、神の御言葉に従って歩み続けます。救い主なる神を信じ、讚美し続けて行きたいものです。

問一 人間の第一の目的は何ですか。

答 人間の第一の目的は、神に栄光を帰し、永遠に神を喜びとすることです。

(おわり)